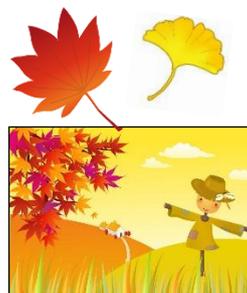




やまなし



やまなしスマイル こどもの権利条約

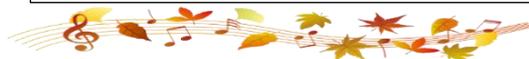


令和7年度 スローガン

『つらいこと ひとりでなやまず そうだんしよう』

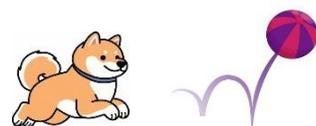


機関紙 第7号 令和7年 10月発行



今回は、子どもの権利条約の中の障がいに関する条文を取り上げてみました。

第23条 【障がいのある子ども】



心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。（日本ユニセフ協会抄訳）

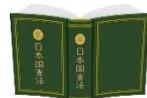
※尊厳が守られ…障がいのある子どもが差別や偏見なく尊重されること 自立…自分の力で生活をする



これは、障がいのある子どもも他の子どもと同じく基本的人権があり、尊厳が守られるべき存在であること、また、地域社会の一員として受け入れられ、積極的に活動や参加ができることを示しています。
※基本的人権…すべての人が生まれながらにして持っている権利

障がいのある、なしに関係なく、すべての国民は、法の下に平等であり、差別されないということは、日本国憲法（第14条）にも明記されています。 ※明記…はっきりと記すこと

みなさんは、「ノーマライゼーション」という言葉を聞いたことがありますか。これは、障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという考えです。みなさんが暮らしている地域社会の中で、自然に暮らせる環境を整えることが大切だということですね。でも、残念ながら、障がいのある方々が、地域社会の中で、様々な活動をしようとしたときに、障壁（バリア）となるものがあります。この障壁を取り除くことを「バリアフリー」と言います。これからは、私たち一人一人が、バリアフリーを意識しながら、すべての人が共に暮らせる社会を作り上げていかなければなりませんね。



考えてみましょう！

例えば、視覚障害の方が、地域社会の中で安心・安全に暮らせるために、みなさんができることがありますか。



点字ブロックの上には、荷物や自転車などを置かないようにする。



盲導犬には、話しかけたり、触ったりしない。



困っている場合は、その人が分かるように声をかける。



白杖のSOSのサイン



い
え
ば
…

しょくよく あき
食欲の秋

どくしょ あき
読書の秋

げいじゆつ あき
芸術の秋

スポーツのあき
スポーツの秋

あなたは、読書をしていますか？



くに せっきよくてき どくしょ
国でも積極的に読書
をすることを勧めて
いるんですね。

こどもどくしょかつどう すいしん かん ほうりつ
子どもの読書活動の推進に関する法律



きほんりねん だい じょう
基本理念（第2条）

こどもどくしょかつどう こどもことば まな かんせい みが ひょうげんりよく
子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力
を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身
に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、
すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に
読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の
整備が推進されなければならない。

どくしょ やわ こうか けんきゅう しめ
読書には、ストレスを和らげる効果があることが研究で示されています。

- イギリスのサセックス大学の研究によると、読書はわずか6分でストレスを最大68%軽減することが判明したそうです。
- 読書は、音楽鑑賞や散歩よりもリラックス効果が高いそうです。
つまり、本を読むことで、心が落ち着き、メンタルの安定につながるということです。



どくしょ しゅうかん
【読書を習慣するためのコツ】

- 毎日、10分でも読む時間を確保する。
 - 興味があるジャンルから始める。
 - 紙の本を活用する。
- （この他にもいろいろあるようです）



こどもどくしょ ひ
子ども読書の日は
まいとし がつ にち
毎年、4月23日です。

さく びん ぼ しゅう
作品募集

おうほ
応募はこちらから

やまなしスマイルでは、令和8年度のスローガンを募集します。奮って応募してください。
※文字数は自由です。 ※未発表のものに限ります。



（参考）令和7年度のスローガン『つらいこと ひとりでなやまず そうだんしよう』

◎応募者の中から抽選で10名の方に「やまスマオリジナルグッズ」をお送りします。

⇒ 〆切日 令和8年 1月30日（金）

そくだんほうほう
やまスマへの相談方法

でんわ たいめん
※電話／メール／FAX／手紙／対面／オンラインで相談できます。

でんわ
電話 055-225-3958

FAX 055-223-1509

メール kodomo-kenri@pref.yamanashi.lg.jp



てがみ
手紙 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県庁本館5階 こども福祉課内

たいめん
◆対面／オンラインは、
よやく ひつよう
予約が必要です。⇒



そくだんじかん
相談時間 げつようび もくようび ごと じ ごと じ
月曜日～木曜日；午後1時～午後6時
きんようび ごと じ ごと じ
金曜日；午後1時～午後8時

